令和８年１１月岡山県議会定例会提出予定案件

令和８年１１月２０日

件名		内容		
１　予算案件　（３）		（単位：千円）		
会計名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和８年度岡山県一般会計補正予算（第４号）		839,154,472	△ 2,333,893	836,820,579
特別会計 令和８年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）		繰越明許費補正等 上屋管理事業等		
企業会計 令和８年度岡山県営電気事業会計補正予算（第１号）		5,319,190	5,500	5,324,690
２　事件案件（25）	１　当せん金付証票の発売について　（１）	◎令和９年度発売総額　11,000,000千円以内		
	２　工事請負契約の締結について　（３）	◎地域高規格道路美作岡山道路（国道374号） 公共道路工事（15号橋（仮称）上部工その２） 工　期　議決の日から令和11年６月28日まで 請負金額　2,175,470,000円 請 負 人　株式会社横河ブリッジ広島営業所 ◎地域高規格道路美作岡山道路（国道374号） 公共道路工事（光木高架橋（仮称）上部工） 工　期　議決の日から令和11年６月18日まで 請負金額　1,785,960,000円 請 負 人　株式会社横河ブリッジ広島営業所 ◎地域高規格道路美作岡山道路（国道374号） 公共道路工事（９号橋（仮称）他１橋上部工） 工　期　議決の日から令和11年６月３日まで 請負金額　600,600,000円 請 負 人　ピーエス・コンストラクション株式会社 岡山営業所		
	３　工事請負契約締結の変更について　（１）	◎公共　岡山空港滑走路端安全区域整備工事 工　期　令和８年３月19日から令和10年２月29日まで 請負金額（変更前）　793,100,000円 （変更後）　802,439,000円 請 負 人　公共　岡山空港滑走路端安全区域整備工事 (株)大本組・(株)荒木組建設工事共同企業体		

件　　名		内　　容
	4　物品の取得について　（１）	◎取得する物品 ノート型パーソナルコンピュータ（校務用端末） 1,693式 契約の相手方 広島県広島市中区袋町４番25号 株式会社大塚商会広島支店 支店長　真子　健 取得予定価格 309,700,490円 契約締結の時期 令和８年度中
	5　地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに係る第５期中期目標を定めることについて　（１）	◎地方独立行政法人法第25条第１項の規定により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターが達成すべき業務運営に関する目標を定めるもの
	6　河川管理施設管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について　（２）	◎事故発生年月日 令和７年７月24日 事故発生場所 倉敷市玉島阿賀崎地内 昭和水門上流の耕作地 相手方 倉敷市連島町鶴新田1450番地３ 株式会社浜田農産 代表取締役　濵田　勝 事故原因 塩害 相手側の損害 営農損害 損害賠償額 14,820,211円 ◎事故発生年月日 令和７年７月24日 事故発生場所 倉敷市玉島阿賀崎地内 昭和水門上流の耕作地 相手方 倉敷市在住 個人 事故原因 塩害 相手側の損害 営農損害 損害賠償額 6,100,310円

件　　名		内　　容
	7　岡山空港旅客取扱施設等の指定管理者の指定について（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区日応寺1277番地13号他 岡山空港旅客取扱施設等（旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル並びにこれらに付随する施設及び設備） 指定管理者となる団体 岡山市北区日応寺1277番地 岡山空港ターミナル株式会社 代表取締役社長　庄　英利 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	8　岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定について（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区奉還町二丁目２番１号 岡山県岡山国際交流センター 指定管理者となる団体 岡山市北区奉還町二丁目２番１号 一般財団法人　岡山県国際交流協会 代表理事　野﨑　泰彦 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	9　犬養木堂記念館の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区川入102番地１ 犬養木堂記念館 指定管理者となる団体 岡山市北区表町１丁目７番15号 公益財団法人　岡山県郷土文化財団 理事長　石井　清裕 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	10　岡崎嘉平太記念館の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 加賀郡吉備中央町吉川4860番地６ 岡崎嘉平太記念館 指定管理者となる団体 岡山市北区表町１丁目７番15号 公益財団法人　岡山県郷土文化財団 理事長　石井　清裕 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	11　岡山武道館の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区いずみ町２番１－８号 岡山武道館 指定管理者となる団体 岡山市北区いずみ町２番１－８号 公益財団法人　岡山県武道振興会 代表理事　宮川　健 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名	内　　容
12　岡山県津山総合体育館等の指定管理者の指定について（１）	◎管理を行わせる施設 津山市山北669番地 岡山県津山総合体育館 指定管理者となる団体 津山市山北520番地 津山市 津山市長　光井　聡 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 津山市林田1200番地２ 岡山県津山東体育館 指定管理者となる団体 津山市山北520番地 津山市 津山市長　光井　聡 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
13　岡山県美作ラグビー・サッカー場の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 美作市入田436番地３ 岡山県美作ラグビー・サッカー場 指定管理者となる団体 美作市美来１番地 美作市 美作市長　萩原　誠司 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
14　岡山県備前テニスセンターの指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 備前市久々井747番地 岡山県備前テニスセンター 指定管理者となる団体 備前市東片上126番地 備前市 備前市長　長﨑　信行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
15　岡山県津山陸上競技場の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 津山市志戸部245番地 岡山県津山陸上競技場 指定管理者となる団体 津山市山北520番地 津山市 津山市長　光井　聡 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名	内　　容
16　岡山県テクノサポート岡山の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区芳賀5301番地 岡山県テクノサポート岡山 指定管理者となる団体 岡山市北区芳賀5301番地 公益財団法人　岡山県産業振興財団 理事長　片山　誠一 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
17　岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市東区竹原505番地 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 指定管理者となる団体 岡山市中区古京町一丁目７番36号 公益財団法人　岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長　森下　慎 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
18　岡山県立森林公園の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 苫田郡鏡野町羽出及び上齋原地内 岡山県立森林公園 指定管理者となる団体 苫田郡鏡野町上齋原409 一般財団法人　上齋原振興公社 理事長　瀬島　栄史 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
19　総合グラウンド等の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市北区いずみ町２－１他 総合グラウンド（岡山武道館を除く） 指定管理者となる団体 岡山市北区いずみ町２－１－11 岡山県総合グラウンドコンソーシアム・チーム岡山 代表者　久山　順一 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市中庄3250－１番地 倉敷スポーツ公園 指定管理者となる団体 倉敷市中庄3250－１番地 公益財団法人　倉敷スポーツ公園 理事長　佐藤　昌之 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名	内　　容
20　県営住宅の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 岡山市中区原尾島二丁目 県営住宅原尾島団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 岡山市中区湊451番地 県営住宅光ヶ丘団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 岡山市中区長岡 県営住宅東岡山団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 岡山市東区可知 県営住宅西大寺団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 岡山市北区芳賀 県営住宅芳賀佐山団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 岡山市南区浦安本町94番地の14 県営住宅うらやす団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 玉野市築港二丁目25番 県営住宅築港団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 玉野市玉原二丁目15番 県営住宅玉大池団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 玉野市玉原二丁目８番他 県営住宅玉原団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 備前市伊部90番地 県営住宅伊部団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 赤磐市山陽 県営住宅山陽団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 和気郡和気町泉250番地 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る） 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 和気郡和気町泉250番地 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く） 指定管理者となる団体 和気郡和気町尺所555番地 和気町 和気町長　太田　啓補 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市老松町三丁目２番 県営住宅老松団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市中庄団地 県営住宅中庄団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 倉敷市笹沖88番地 県営住宅笹沖団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市安江550番地の１ 県営住宅中洲団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市菰池二丁目３番 県営住宅菰池団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市児島小川十丁目 県営住宅中山団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 倉敷市玉島八島1790番地の２ 県営住宅富田団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 倉敷市玉島柏島4348番地 県営住宅柏島団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 総社市中央一丁目19番 県営住宅総社団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 総社市泉５番地の31 県営住宅総社泉団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 津山市林田1909番地 県営住宅津山団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 津山市林田1908番地２ 県営住宅林田団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 津山市河辺723番地 県営住宅河辺団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 津山市高野山西424番地 県営住宅高野団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 津山市一方285番地 県営住宅佐良山団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 勝田郡勝央町勝間田32番地３ 県営住宅勝間田団地 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀四丁目10番１号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで ◎管理を行わせる施設 井原市井原町1402番地の２ 県営住宅井原団地 指定管理者となる団体 井原市井原町311番地１ 井原市 井原市長　大舌　勲 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

件　　名		内　　容
		◎管理を行わせる施設 加賀郡吉備中央町上野2470番地４ 県営住宅吉備高原団地 指定管理者となる団体 加賀郡吉備中央町豊野１番地２ 吉備中央町 吉備中央町長　山本　雅則 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	21　特別史跡旧閑谷学校の指定管理者の指定について　（１）	◎管理を行わせる施設 備前市閑谷784番地 特別史跡旧閑谷学校 指定管理者となる団体 備前市閑谷784番地 公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会 理事長　　國友　道一 指定の期間 令和９年４月１日から令和14年３月31日まで
	22　令和７年度岡山県歳入歳出決算の認定について　（１）	◎地方自治法第233条第３項の規定に基づくもの
3　条例案件　（８）	別紙のとおり	
4　そ の 他	地方自治法第180条第１項の規定による専決処分事項について	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について ６件　　2,584,842円 ◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について ３件
	健全化判断比率について	◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により報告するもの
	資金不足比率について	◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により報告するもの
	内部統制評価報告書の提出について	◎地方自治法第150条第６項の規定により、同条第４項の報告書を提出するもの
	岡山県国民保護計画の変更について	◎武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第６項及び第８項の規定により報告するもの

令和８年11月岡山県議会定例会提案予定条例

（Ｎｏ．１）

番号	題　　名	提 案 課	概　　要
１	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	消防保安課	高圧ガス保安法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、同法に基づく認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理に関する事務を除くこととする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 １　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用する高圧ガス保安法の条項の改正に係る部分等について、規定の整備を行う。 (2) 知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理及び認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理に関する事務を除くこととする。 (3) その他規定の整備を行う。 ２　岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正 岡山県総務関係手数料徴収条例において引用する高圧ガス保安法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 （施行期日　条例の公布の日）
２	岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	市 町 村 課	政治資金規正法施行令の一部改正により、収支報告閲覧対象文書が電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合の当該収支報告閲覧対象文書の写しの交付の制度が導入されることに鑑み、当該交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 １　政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しに係る写し及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付を受ける者が複写機により用紙の片面又は両面に複写したものの交付を受ける場合において、両面に複写された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定することとする。 ２　政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書が電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合の当該収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を定める。 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 用紙に出力したものの交付 交付する用紙１枚につき　10円（両面に出力された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定する。） (2) 光ディスクに複写したものの交付 光ディスク１枚につき　50円又は110円に１ファイルごとに210円を加えた額

（Ｎｏ．２）

番号	題　　名	提案課	概　　要
			３　政党助成法に基づく都道府県提出文書の写しの交付を受ける者が複写機により用紙の片面又は両面に複写したものの交付を受ける場合において、両面に複写された用紙については、片面を１枚として手数料の額を算定することとする。 ４　その他規定の整備を行う。 （施行期日　令和９年１月１日）
３	岡山県景観条例の一部を改正する条例	環境企画課	景観法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 岡山県景観条例において引用する景観法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 （施行期日　条例の公布の日）
４	岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例	環境企画課	災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行う等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 １　岡山県環境影響評価等に関する条例において用いられている災害復旧という用語を復旧復興（災害の復旧に限る。）に改める。 ２　その他規定の整備を行う。 （施行期日　条例の公布の日）
５	岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例	生活衛生課	戸籍法施行規則の一部改正に鑑み、ふぐ処理師の免許を受けようとする者であって、日本の国籍を有しない者が提出する申請書に記載することとしている国籍に、出入国管理及び難民認定法に規定する地域を加える等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 １　ふぐ処理師の免許を受けようとする者であって、日本の国籍を有しない者が提出する申請書に記載することとしている国籍に、出入国管理及び難民認定法に規定する地域を加える。 ２　その他規定の整備を行う。 （施行期日　条例の公布の日）
６	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	指導監査課	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。 【主な内容】 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用するお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令をお年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則に改める。 （施行期日　条例の公布の日）

（Ｎｏ．３）

番号	題　　名	提案課	概　　要
7	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	指導監査課	児童福祉法等に基づく事務の複雑化及び専門化に対処するため、知事の権限に属する事務のうち高梁市、新見市及び真庭市が処理することとしている事務から、同法に基づく児童福祉施設の設置の認可等に関する事務を除くこととする等所要の改正を行うものである。 【主な内容】 １　知事の権限に属する事務のうち高梁市、新見市及び真庭市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。 (1) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置の認可等 (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出の受理等 (3) 生活保護法に基づく日常生活支援住居施設の認定等 (4) 社会福祉法に基づく社会福祉施設（軽費老人ホームのうち地域密着型特定施設であって、社会福祉法人が設置するものを除く。）の設置の届出の受理等 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子家庭日常生活支援事業の開始の届出の受理等 (6) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理等 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の開始の届出の受理等 (8) お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則に基づく寄附金の配分を受けようとする団体が提出する申請書に添付する意見書の作成 (9) 地方税法施行規則に基づく認知症である老人等の関係者により組織される団体で営利を目的としない団体であることについての証明 ２　知事の権限に属する事務のうち新見市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。 (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定等 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等 ３　その他規定の整備を行う。 （施行期日　令和９年４月１日）
8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例	道路整備課	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、旅客特定車両停留施設に関する基準を改めるものである。 【主な内容】 旅客特定車両停留施設に関する基準について、国土交通省令と同一の基準に改める。 （施行期日　条例の公布の日）